

ければならない。

(1)公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2)市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるように、議会への市民参加の機会の拡充に努めること。

(3)市政の監視及び評価、政策提言、政策立案等の取組の強化に努めること。

『解説』

議会が活動していくにあたっての原則を定めています。

第1号は「情報公開」、第2号は「住民参加」、第3号は「議会の機能強化」について規定しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行

わなければならない。

(1)議会が言論の府であること及び合議機関であることから、議員相互

間の自由な討議を尊重すること。

(2)市政の課題全般について、市民の意見、要望を的確に把握するとともに、常に自己の能力を高めるよう研さんし、市民の代表としてふさわしい活動をする

(3)議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

『解説』

議員の活動における姿勢を定めています。

第1号では、「市当局に對する」という姿勢だけではなく、「議員相互間の自由な討議」にも取り組むこと、第2号では、市民の意見等を把握するとともに自己研さんや市民の代表としてふさわしい活動をすること、第3号では地域のことだけではなく市民全体の福祉の向上を目指すことを規定しています。

(会派)

第5条

議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派に関することは、別に定める。

『解説』

議員が「会派」を結成することができていることを規定しています。

会派については、「遠野市議会会派に関する規程」で定めています。



火渡の石碑群(遠野遺産認定第17号)

第3章 市民と議会の関係

(市民等との連携)

第6条

議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、すべての会議を原則公開するものとする。

3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して市民並びに利害関係者及び学識経験者等の意見等を聴き、政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を審査するときは、紹介議員のほか請願者又は陳情者から請願又は陳情の趣旨の説明を受ける機会を設けることができるものとする。

『解説』

市民と議会の関係として、第1項では情報公開することを、第2項ではすべての会議を原則公開とする

ことを、第3項では、公聴会制度等を活用して市民の皆さんや学識経験者などから意見を聴いて政策形成に反映させることを、第4項では、請願等を審査する際に請願者などから趣旨の説明を受ける機会を設けることをそれぞれ規定しています。

(市民との懇談会)

第7条

議会は、市政の諸課題に対処するため、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する市民との懇談会を年1回以上行うものとする。

『解説』

中学校再編成や今回の議会改革について市民の皆さんから意見を聴く取組を行ってきましたが、そのような特別な課題がなくても、市民の皆さんと意見交換などを行う懇談会を開催することを規定しています。